

台湾等向け生果実輸出連絡協議会規約

第1章 総 則

第1条 (名称)

この会は、台湾等向け生果実輸出連絡協議会（以下「本会」）という。

第2条 (目的)

本会は、日本国産りんご、なし、もも、すもも（以下、「日本国産生果実」という。）の輸出を促進するため、会員間の連携を深め、植物検疫要件に効率的に対応するとともに、必要な情報交換をすることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うとともに査察事業を円滑かつ適切に実施するため一般社団法人全国植物検疫協会（以下、「全植検協」という。）に査察に係る事務を依頼する。

1. 台湾又はインドからの査察に向けての情報共有・連絡調整
2. 国、都道府県との情報の共有及び連携の強化
3. その他本会の目的達成上必要な事業

第2章 会 員

第4条 (会員及び準会員)

1. 本会の会員は、台湾又はインド向けの日本国産生果実の選果こん包施設の登録を取得又は取得する意思がある産地事業者で、本会の趣旨に賛同して入会したものである。
2. 本会の準会員とは、会員と連携して台湾又はインド向けの日本国産生果実の輸出に取り組む輸出事業者等であり、本会の趣旨に賛同して入会したものである。

第5条 (入会又は退会)

1. 本会設立時は、発起人をもって会員及び準会員（以下、「会員等」という）とする。本会設立後の入会又は退会については、別に定める様式を全植検協に提出するものとする。
2. 本会は、台湾又はインド向けの日本国産生果実の輸出に向けた相互連携等から輸出促進に繋がっていくための団体であり、本会において日本産生果実の輸出と関係のない営利目的とする情報提供や勧誘を行う者の入会は認めない。
3. 入会后、本会において第5条第2項に該当する行為が認められた場合、本会の役員会で協議・決議された後、会長に諮り、退会等を取り計らうものとする。

第3章 役員

第6条（役員及び選任）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査役 2名
2. 役員は、会員等のうちから選任し、本会の承認を受けるものとする。

第7条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、業務を総理する。
2. 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 監査役は、本会の会計状況を監査し、結果を総会に報告する。

第8条（役員の任期）

1. 役員の任期は、2年とする。ただし、中途就任者の任期は、前者の残任期間とする。
2. 役員の再任は妨げない。ただし、同一役員の再任は原則として2期（最長4年）までとする。

第4章 総会

第9条（総会の開催）

1. 総会は会長が召集し、原則として年1回開催する。
2. 総会の議長は会長が務める
3. 総会で審議・議決すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員の選任・解任
 - (3) 事業計画及び収支予算の報告
 - (4) 事業内容及び収支決算の報告
 - (5) その他本会の運営に関する事項
4. 総会の議事録は事務局が作成し、関係者で共有する。

第10条（役員会）

役員会は会長が必要に応じて招集する。

第5章 事務局

第11条（事務局及び会計担当）

1. 査察に係る事務は、全植検協の事務局が行う。

2. 全植検協事務局は、査察に関する会員等と連絡調整を行い、調整に必要な報告の催促を遅延なく行う。
3. 会員等は全植検協事務局へ査察に関する連絡調整に必要な情報・書類を遅延なく提出する。

第12条（事務の外部委託）

全植検協事務局は、査察事業に係る事務を円滑かつ効率的に遂行するため、事務の一部を外部の機関に委託することができる。

第6章 会 費

第13条（会費の徴収）

1. 会費は会員ごとに毎年3万円とし、必要に応じて総会で見直しを行う。
2. 会費は全植検協事務局が指定する口座に振り込むものとし、振込手数料は会員等の負担とする。
3. 既納した会費は退会等の理由があったとしても返還しない。

第7章 特別会費

第14条（特別会費の徴収）

1. 複数の輸出先国又は地域から査察を受ける会員は、輸出先国又は地域が1か所増えるごとに通常の会費に加えて年1万円の特別会費を負担するものとする。
2. 特別会費の納入方法及び、手続きは会費に準ずる。

第8章 経 費

第15条（査察に必要な経費）

1. 査察に必要な経費は、原則として、登録施設ごとに査察前に全植検協事務局が指定する口座に概算金を振り込むものとし、振込手数料は会員の負担とする。
2. 査察の必要経費に係る登録施設ごとの負担額は、査察の実施経費の全額を登録施設数で均等割りして決定するものとする。
3. 全植検協事務局は、登録施設毎に徴収した概算の査察経費と登録施設ごとの負担額の差額について、登録施設ごとに返還又は請求する。この場合の振込手数料は会員の負担とする。

第16条（全植検協への入会）

1. 本会は、会費から全植検協の会員として必要な費用を支出する。

第9章 事業年度

第17条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 雑 則

第18条 (個人情報の取扱い)

1. 本会は個人情報に関して、会員等への各種連絡、会費及び経費の請求・管理など本会の運営を円滑にするためにのみ使用する。
2. 本会は法令に基づく場合を除き、本人の同意なく、取得した個人情報を第2条で定める目的以外での利用又は第三者への提供は行わない。
3. 本会における個人情報の管理責任者は全植検協事務局とする。

第19条 (準拠)

本規約に定めのない事項は、総会又は役員会により定める。

附 則 この規約は、本会が設立された日（設立日：令和8年3月18日）から施行する。

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 入会申込書

年 月 日

台湾等向け生果実輸出連絡協議会長 様

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 規約第5条に基づき、下記のとおり入会を申し込みます。

法人名				
代表者名				
所在地	〒			
電話番号				
メールアドレス 又はFAX番号				
会員種別 ※どちらかに○印	会 員		準 会 員	
輸出先国及び 対象品目 ※会員のみ記入 該当に○印	台湾向け りんご	台湾向け なし	台湾向け もも・すもも	インド向け りんご
登録選果こん包 施設情報 ※対象品目が複数又は 登録施設が2施設以上 ある場合は別紙に記入	施設番号	施設名称		所在地

【個人情報の取り扱いについて】

- 本会では記入いただいた「個人情報」を会員及び準会員への諸連絡、会費及び経費の請求・管理など本会の運営を円滑に進めるために利用します。
- 法令に定めがある場合などを除き、「個人情報」を同意なく、本会規約で定める目的以外で使用したり、第三者に提供したりすることはありません。

【会費等の納入について】

- 本入会申込書を受領後、全植検協事務局から振込口座及び金額の連絡をメール等で行います。
- 受信日から起算して、10日以内に指定した口座へ会費等の納入をお願いします。振込が確認できない場合、入会は認められない場合があります。

【提出先】

(一社)全国植物検疫協会 (〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル)
 メールアドレス: sasatu@zenshoku-kyo.or.jp
 電話番号: 03-5294-1520 FAX番号: 03-5294-1525

(別紙)

選果こん包施設情報

法人名

	施設番号	施設名称	所在地	備考 (対象品目)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 施設番号が不明な場合は、記入を省略しても差し支えありません。

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 入会申込書

【記入例】台湾向けりんごとももで施設登録をする者が入会する場合

2026年 ○月 ×日

台湾等向け生果実輸出連絡協議会長 様

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 規約第5条に基づき、下記のとおり入会を申し込みます。

法人名	株式会社 ●●●●		
代表者名	山田 ○○		
所在地	〒 ●●●-××× ○○県○○市		
電話番号	090-●●●●-××××		
メールアドレス 又はFAX番号	example@×××.com		
会員種別 ※どちらかに○印	○ 会 員		準 会 員
輸出先国及び 対象品目 ※会員のみ記入 該当に○印	○ 台湾向け りんご	台湾向け なし	○ 台湾向け もも・すもも インド向け りんご
登録選果こん包 施設情報 ※対象品目が複数又は 登録施設が2施設以上 ある場合は別紙に記入	施設番号	施設名称	所在地
	別紙参照		

【個人情報の取り扱いについて】

- 本会では記入いただいた「個人情報」を会員及び準会員への諸連絡、会費及び経費の請求・管理など本会の運営を円滑に進めるために利用します。
- 法令に定めがある場合などを除き、「個人情報」を同意なく、本会規約で定める目的以外で使用したり、第三者に提供したりすることはありません。

【会費等の納入について】

- 本入会申込書を受領後、全植検協事務局から振込口座及び金額の連絡をメール等で行います。
- 受信日から起算して、10日以内に指定した口座へ会費等の納入をお願いします。振込が確認できない場合、入会は認められない場合があります。

【提出先】

(一社)全国植物検疫協会 (〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル)

メールアドレス: sasatu@zenshoku-kyo.or.jp

電話番号: 03-5294-1520 FAX番号: 03-5294-1525

(別紙)

【記入例】台湾向けりんごとももで施設登録をする者が入会する場合
選果こん包施設情報

法人名 **株式会社 ●●●●**

	施設番号	施設名称	所在地	備考 (対象品目)
1	XX-001	株式会社●●●● 第1選果場	〇〇県〇〇市××町1-1	りんご
2	XX-004	株式会社●●●● 第2選果場	〇〇県〇〇市△△町5-6-7	りんご、もも
3	XX-005	株式会社●●●● 第3選果場	〇〇県▲▲市×××	もも
4				
5				
6				
7				
8				
9	都道府県へ選果こん包施設の登録申請を行った際と同じ情報を記入してください。			
10				

※ 施設番号が不明な場合は、記入を省略しても差し支えありません。

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 変更届

年 月 日

台湾等向け生果実輸出連絡協議会長 様

台湾等向け生果実輸出連絡協議会に入会しているところですが、今般、下記事項について変更となりましたので届け出ます。

記

1. 法人名 :

2. 変更内容

(1) 変更事項 :

(2) 変更内容

新 :

旧 :

(3) 変更年月日 :

※ 変更事項は、入会情報及び登録選果こん包施設情報とすること。変更事項が複数ある場合は、それぞれ分かりやすく明記すること。

【提出先】

(一社)全国植物検疫協会 (〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル)

メールアドレス:sasatu@zenshoku-kyo.or.jp

電話番号:03-5294-1520 FAX番号:03-5294-1525

台湾等向け生果実輸出連絡協議会 退会届

年 月 日

台湾等向け生果実輸出連絡協議会長 様

この度、都合により貴会を退会したいので届出します。

法人名		
代表者名		
所在地	〒	
会員種別 ※どちらかに○印	会 員	準 会 員

【提出先】

(一社)全国植物検疫協会 (〒101-0047 東京都千代田区内神田3-4-3 伊田ビル)

メールアドレス: sasatu@zenshoku-kyo.or.jp

電話番号: 03-5294-1520 FAX番号: 03-5294-1525